

採水口の技術基準

平成11年12月1日制定

平成14年2月1日改正

平成24年4月1日改正

平成26年4月23日改正

一般社団法人 日本消防放水器具工業会

第1 趣旨

この基準は、消防法第21条に定める消防水利並びに消防法施行令第27条に定める消防用水に設ける採水口について、一般社団法人日本消防放水器具工業会（以下「工業会」という。）が、その品質の向上と規格の統一の為に、構造、材質、性能等について定める。

第2 構造及び機能

採水口の構造は、次によること。

- 1 結合金具は、差込式又はねじ式のものとし、差込式のものにあつては「消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸菅に使用するねじ式結合金具の技術上の規格を定める省令(平成25年総務省令第23号)」に規定する呼称65、ねじ式のものにあつては同令に規定する呼称65、75又は100に適合するものであること。
- 2 ホース又は吸菅の接続口には、容易に脱着できる経年変化による障害のない保護キャップを設けること。
- 3 配管との接続部は管フランジ又は管用ねじとし、管フランジにあつてはJIS B 2210に規定する呼び圧力10K並型の呼び径65、80又は100とし、管用ねじにあつては、ねじの呼びR又はRc2^{1/2}、3又は4とすること。
- 4 双口型にあつては、ホースの接続に支障がないような角度又は間隔が保持されること。
- 5 止水弁の付いたものは、確実に止水できるものであること。その弁体は、変形又は離脱しないこと。
- 6 止水弁の開閉は、開栓キー式又は丸ハンドル等により容易に開閉できること。
- 7 差込式の結合金具を有する採水口にあつては、かん合及び離脱を行う場合に必要な力が、135N以下であること。

第3 材質

採水口の材質は、次に定めるところによる。

- 1 パッキン以外の部品又は部分の材料は、次のいずれかに適合するものであること。
 - ① JIS（工業標準化法（昭和24年法律第185号）第17条第1項の日本工業規格をいう。以下同じ。）H5120、G5501又はG5121
 - ② ①に掲げるものと同一又は類似の試料採取方法及び試験方法により化学的成分及び機械的性質が同一である又は類似しているもの
 - ③ ①又は②に掲げるものと同様以上の強度及び耐食性を有するもの
- 2 さびの発生により機能に著しい影響を及ぼすおそれのある部分については、有効な防錆処理を施したものであること。
- 3 差込式のものにあつては「消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸菅に使用するねじ式結合金具の技術上の規格を定める省令(平成25年総務省令第23号)」に規定する受け口のパッキンの材料、ねじ式のものにあつては、同令に規定するパッキンの材料に適合すること。

第4 かん合部及び本体の最高使用圧力及び試験圧力

採水口の最高使用圧力は1.0MPaとし、2.0MPaの水圧力を3分間加えた場合に、き裂、著しい変形、漏水等が生じず、かつ、かん合部から離脱しないこと。

第5 止水弁試験

止水弁を内蔵した採水口にあつては、止水弁を閉とした状態で、弁体に1.5MPaの水圧力を3分間加えた場合に、き裂、著しい変形、漏水等が生じないこと。

第6 漏水試験

採水口は、差し口とかん合した状態において、1.0MPa以下の任意の水圧力を加えた場合に、かん合部から漏水しないこと。

第7 曲げ試験

採水口は、固定された差し口又は受け口とかん合した状態において、2.0MPaの水圧力を加え、かん合部に次の式で求められた曲げモーメントが生じるように、差込み方向に対し直角に力を加えた場合に、かん合部から離脱せず、かつ、機能に異常を生じないこと。

$$M \text{ (N-mm)} = 300 \text{ N} \times 1.5 \times (\text{呼称} \times 15) \text{ mm}$$

第8 負圧試験

止水弁を内蔵しない採水口にあつては、95KPa以上の負圧で10分間継続した場合に機能に異常を生じないこと。

第9 等価管長

採水口は、水により等価管長を測定した場合に、その値が38.3m以下でなければならない。

第10 表示

採水口には、次の各号に掲げる事項をその見やすい箇所に容易に消えないように表示すること。

- 1 製造者名又は商標
- 2 製造年
- 3 型式番号

附 則 この基準は、平成11年12月1日より実施する。
この基準は、平成14年4月1日より実施する。
この基準は、平成24年4月1日より実施する。
この基準は、平成26年4月23日より実施する。